

(案)

し尿くみ取り料金基準額等の改定について
(答申)

秋田市し尿くみ取り料金基準額検討委員会

平成29年8月

目 次

はじめに	1
1 し尿くみ取り料金にかかる制度等の経緯	2
2 し尿くみ取り業務の現状と将来予測	3
3 事業者の経営状況	3
4 定額制の廃止について	4
5 料金の値上げについて	4
6 附帯意見	5

はじめに

平成29年1月、し尿収集運搬事業者6者から秋田市に対し、公共下水道の着実な普及や人口減などの影響から、くみ取り量は年々減少傾向であり、将来の事業運営に不安があるとして、「定額制の廃止」および「料金の値上げ」を要望する陳情書が提出されました。

これを受け、同年5月29日に秋田市長から本委員会に「し尿くみ取り料金基準額等の改定について」の諮問があったことから、し尿くみ取りに係る経緯や現状、事業者の経営状況など多方面から慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本委員会としては、「定額制の廃止」については、従量制に移行するためには、制度導入の経緯から、より適正な計量方法を確立することが前提となりますが、これが不十分であるため、現行の定額制を維持することが必要であると考えます。

また、「料金の値上げ」については、くみ取り量は今後も著しく減少していくことが予想され、将来にわたって安定的に事業を運営していくためには、ある程度の値上げはやむを得ないと考えます。

秋田市においては、本答申と附帯意見を踏まえ、し尿収集運搬業務が適切かつ確実に遂行できるようご配慮願います。

1 し尿くみ取り料金に係る制度等の経緯

し尿くみ取り料金は、平成17年度までは手数料として秋田市が条例で規定していましたが、市が直接行っていない業務であることから、条例で定めることは不適切であるため「し尿くみ取りに関する指導要綱」を制定し、その中で基準額を定めています。

秋田市のくみ取り料金は、昭和29年に「従量制料金」で開始しました。昭和52年までは、おおむね2年ごとに改定しており、その後、約5年間は改定を行わず、昭和57年に25%増の改定を行いました。

昭和59年に「し尿くみ取り手数料の水増し問題」が発生したことから、その解消に向け、昭和60年に、効率的かつ信頼性の高い「定額制料金」を導入しております。

その後、物価や経済情勢などに合わせ改定を行ってきたほか、平成17年1月の市町合併による旧河辺・雄和両町と旧秋田市の料金格差を解消するため、平成21年度までの4年間で段階的に秋田市に準じた統一料金としました。

直近の基準額の改定は、平成23年の2.3%増額を行ったもので、料金については、平成26年の消費税増税に対応するため行ったものとなります。

【現行のし尿くみ取り料金】

(平成26年4月1日実施)

料金種別	単 位	基準額	消費税額	し尿くみ取り料金
定額制	1人につき月額 (1歳未満を除く)	478円	38円	516円
従量制	180リットルまで	1,870円	149円	2,019円
	180リットルを超える 18リットルごと	187円	14円	201円

2 し尿くみ取り業務の現状と将来予測

公共下水道などの普及により、平成28年度末の水洗化人口は300,507人で、全市人口313,444人の約96%を占めるようになった一方で、し尿くみ取り人口は12,937人で、全市人口の約4%まで減少しました。

基準額の見直しを行った平成23年度のくみ取り量は24,772kℓでしたが、平成28年度は17,067kℓとなり、31%減少しました。

今後のくみ取り量の予測は「秋田市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月策定）」で示されており、これによると、平成28年度以降毎年減少し、平成32年度には15,209kℓになる見込みとなっています。

3 事業者の経営状況

陳情のあったし尿収集運搬事業者6者の平成26年度から28年度までの決算書を基に経営状況を分析したところ、くみ取り量の減少に伴い、売上高は毎年減少傾向にあり、経常利益がマイナスとなっている事業者が半数以上ある状況です。

一方で、業界全体としては安全性、収益性および生産性については、高い水準にあります。

なお、これまで秋田市では、事業者に対し、業務量減少に伴う支援策として、平成5年度からごみ収集業務を委託しています。

4 定額制の廃止について

公共下水道の普及率が9割を超えた現況で、今後、し尿くみ取り世帯の急激な減少はないものの、くみ取り箇所は広範囲に点在化していくことが予測されます。定期のくみ取りは作業効率の低下を招き、事業者の経営に少なからず影響を及ぼすと考えられます。

一方、より適正な計量方法が確立されることが前提となりますが、排出量に応じて料金を設定する従量制は、負担の公平性からも、適切な制度であります。しかし現状では、河辺・雄和地域を除く秋田地域の収集を確実に行うために必要な計量器付き車両は充足しておらず、同地域で多数を占める少量の収集においては、効果的かつ信頼性の高い現行の定額制を維持すべきものと考えます。

5 料金の値上げについて

基準額の改定から5年以上経過し、その間にくみ取り量は31%減少、将来的にもその傾向は継続していくことが予測されます。くみ取り量の減少が事業者の経営に与える影響は大きく、収集運搬業務そのものの継続が危惧されることから、15.8%程度の基準額の改定をすべきものと考えます。

ただし、基準額の改定に当たっては、市民生活への影響を考慮し、平成30年4月および平成33年4月の2回に分け、下表のとおり7.9%ずつ段階的に改定することが望ましいと考えます。

料金種別	単位	種別	現行	平成30年4月 適用	平成33年4月 適用
定額制	1人につき月額	基準額	478円 (現行との差)	515円 (37円)	553円 (75円)
		料金 (税込)	516円 (現行との差)	556円 (40円)	608円 (92円)
従量制	180ℓまで	基準額	1,870円 (現行との差)	2,020円 (150円)	2,170円 (300円)
		料金 (税込)	2,019円 (現行との差)	2,181円 (162円)	2,387円 (368円)
	18ℓごと	基準額	187円 (現行との差)	202円 (15円)	217円 (30円)
		料金 (税込)	201円 (現行との差)	218円 (17円)	238円 (37円)

6 附帯意見

くみ取り量が減少していく中で安定的に事業を運営していくためには、各社の自助努力はもちろん、料金値上げにより利用者へ負担を求めることも必要と考えます。しかしながら、それも限界があり、し尿くみ取りのあり方や行政による支援を今後検討していく必要があると考えます。

また、基準額の改定に当たっては、利用世帯へのサービス向上はもとより、従業員の処遇向上などの観点も重要であることから、事業者として、目に見える形でそれらに取り組んでいくべきと考えます。